

墨田区のお知らせ

# すみだ

2024年(令和6年) 1/21

- ◆2面以降の主な内容
- 2面…住民税等
- 3面…所得税・贈与税・個人事業者の消費税等
- 4面…自動車税種別割・軽自動車税種別割・個人事業税の申告等

## 税の特集号

ひと、つながる。墨田区

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

墨田区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

発行：墨田区(税務課) ☎5608-6008 〒130-8648墨田区吾妻橋一丁目23番20号

<https://www.city.sumida.lg.jp/>



# 特別区民税・都民税の申告受け付けが始まります

今年も税の申告時期となりました。申告期限は、特別区民税・都民税(以下「住民税」)、所得税・復興特別所得税(以下「所得税」)、贈与税、個人事業税が3月15日(金)、個人事業者の消費税・地方消費税(以下「消費税」)が4月1日(月)です。

申告手続は、インターネットや郵送が便利です。ご不明な点は、最寄りの各税務関係機関へお気軽にお問い合わせください(4面の「税についての問合せ先」を参照)。



5年6月「すみだキャッシュレス納付共同推進宣言式」の様子  
\*区と各税務関係機関ではキャッシュレス納付を推進中

## 住民税の申告

住民税申告書は、申告が必要と思われる方に**1月26日**に発送します。記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。**郵送での申告が便利です**が、直接提出する場合は下記および2面上部に掲載の住民税の申告場所をご覧ください。

### 直接提出する場合

申告会場での混雑回避および待ち時間短縮のため、2面に掲載の申告場所のうち、区役所会議室21(2階)での申告受け付けには事前予約が必要です。

なお、区役所会議室21(2階)での申告受け付け期間は2月16日(金)～3月15日(金)です。希望する方は、2月1日から希望日の前日までに日時を予約したうえで、お越しください。

### ◆区役所会議室21(2階)での申告の予約～当日の受け付け方法



予約専用番号☎050-3355-4085に電話します。自動音声の案内に従い、入力してください。



そのまま電話で予約するか、インターネットで予約するかを選択してください。



#### 電話で予約

自動音声の案内に従い、予約してください。予約には、電話番号のみ必要です(住所・氏名等は不要)。

#### インターネットで予約

スマートフォンに、ショートメッセージでURLが送信されます。そのURLから予約してください。予約には、電話番号のみ必要です(住所・氏名等は不要)。



予約内容の確認・変更・削除をする場合は、お掛けになった電話から再度予約専用番号にお掛けください。



当日は、予約時間の5分前に、区役所会議室21(2階)にお越しください。職員が順番にご案内します。予約時に利用した電話番号で予約の確認をします。

住民税の申告についての詳細は2面へ

## 所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告

スマートフォンやパソコンから**自動計算で便利な、e-Tax**をご利用ください。なお、申告書作成会場(3面参照)の入場には「入場整理券」が必要です。

### ◆申告書の作成～提出方法

#### 1 申告書を作成します。

国税庁のホームページ「**確定申告書等作成コーナー**」へ接続

確定申告



で検索

または

スマートフォン等で右のコードを読み取り接続



- ▶画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算
- ▶マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力

#### 2 申告書を提出します。

### ●e-Taxで送信して提出する場合

#### マイナンバーカード方式

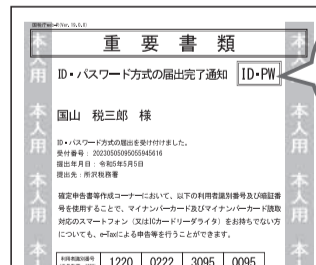
ICカードリーダーがなくても、パソコンの画面に表示された二次元コードをスマートフォン(マイナンバーカード読取対応)で読み取れば、マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出できます。



#### ID・パスワード方式

税務署が発行する「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。

発行を希望する場合は、**申告する本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、**お近くの税務署**にお越しください。なお、ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

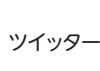


ID・PWが目印

### ●印刷して郵送で提出する場合

[送付先]東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野合同庁舎)

所得税等の申告についての詳細は3面へ



住民税の申告対象者・期間・場所など

**[申告が必要な方]** 次のいずれかに該当する方 ▶ 前年中に事業・不動産・配当等の所得があり、所得税の確定申告をしない ▶ 給与や公的年金収入のみで、源泉徴収票に記載されている控除に変更または医療費控除等の追加の申告がある \* 所得税の確定申告をする場合は、住民税の申告は不要 ▶ 前年中の収入がない \* 申告の義務はないが、非課税証明書の発行や各種保険料の算定等に影響するため申告が必要 \* 被扶養者は原則申告不要(申告が必要な場合もあり) ▶ 区内に事務所または事業所を所有し、墨田区に住民登録がない

**[申告期間・申告場所]** 右表のとおり

**[申告に必要なもの]** ▶ 住民税申告書 ▶ 収入(源泉徴収票等)や経費の明細書 ▶ 控除を受けるための書類(医療費控除の明細書、生命保険料・地震保険料の控除証明書等) ▶ 本人確認書類(マイナンバーカード等)

●申告の際の注意事項

医療費控除の申告をする方

医療費控除の適用を受けるためには、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です(領収書のみでの添付では控除の適用ができません)。「医療費控除の明細書」は、医療を受けた方や病院・薬局等の支払先ごとに、金額をまとめて記載します。明細書の様式は区ホームページから出力できます。なお、医療保険者が発行する「医療費通知(医療費のお知らせ)」の原本を添付することで、明細書の記入を省略できます。また、医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)については、区ホームページをご覧ください。

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した方

所得税の確定申告または住民税の申告を行う必要がない方は、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することで、申告せずに住民税の寄附金控除が適用されます。給与所得者で給与以外の所得がある場合や医療費控除等の申告で所得税の確定申告または住民税の申告を行う場合は、ワンストップ特例を申請していても控除は適用されません。申告の際に、全てのふるさと納税の金額を含めて申告する必要がありますのでご注意ください。

■申告期間・申告場所

申告期間	申告場所
2月16日(金)～3月15日(金)の午前8時半～午後5時	<b>予約制(予約方法は1面参照)</b> 区役所会議室21(2階) * 申告の相談等は税務課(区役所2階)で実施
3月4日(月)～8日(金)の午前8時半～午後5時 * 正午～午後1時を除く	<b>予約不要</b> ▶ 緑出張所(緑3-7-3) ▶ 横川出張所(横川5-10-1-111) ▶ 文花出張所(文花1-32-1-102) ▶ 墨田二丁目出張所(墨田2-36-11ベルクス墨田店商業施設パシオス2階) ▶ 東向島出張所(東向島2-38-7)

- ① いずれも土・日曜日、祝日を除きます。
- ② 給与・年金所得のみの方で、住宅借入金等特別控除や雑損控除等の適用を受けない所得税の還付申告書は提出のみ受け付けます。
- ③ 住民税申告書は、対象と思われる方に1月26日に発送します。
- ④ 本所・向島税務署では申告を受け付けていません。

●住民税額試算・申告書作成システム

自身の所得や控除などを入力することで、住民税の申告書の作成や、住民税額や所得税額の試算、ふるさと納税の控除限度額の試算ができます。区ホームページから利用できますので、ご活用ください。

作成した住民税申告書は、印刷し、必要書類を添付して郵送することで申告が完了します。

**[送付先]** 税務課課税係(〒130-8648吾妻橋1-23-20)



令和6年度から適用される住民税の主な改正点

1 森林環境税の導入

森林環境税とは、令和6年度から国内に住所がある個人に対して課税される国税であり、市区町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されます。これまでの均等割額は、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、平成26年度～令和5年度の10年間、臨時的に年額1000円(区500円、都500円)が加算されています。令和6年度からはこの臨時措置がなくなり、新たに森林環境税(年額1000円)が導入されます。

令和5年度まで	令和6年度から
住民税 { <ul style="list-style-type: none"> <li>都民税均等割(1500円)</li> <li>区民税均等割(3500円)</li> </ul> 合計 5000円	国税 { <ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境税(1000円)</li> </ul> 住民税 { <ul style="list-style-type: none"> <li>都民税均等割(1000円)</li> <li>区民税均等割(3000円)</li> </ul> 合計 5000円

■森林環境税が課税されない方

生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
前年中の合計所得金額が135万円以下で、その年の1月1日現在、次のいずれかに該当する方 ▶ 障害がある ▶ 18歳以下である ▶ 寡婦またはひとり親である
前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の方 ▶ 同一生計配偶者および扶養親族がいない方=45万円 ▶ 同一生計配偶者または扶養親族がいる方=35万円×(同一生計配偶者+扶養親族数+本人)+31万円

\* 森林環境税の詳細は各ホームページを参照



2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

令和6年度から、特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得において、所得税と住民税とで異なる課税方式が選択できなくなります。

令和6年度以降は、所得税で特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得を確定申告すると、住民税も所得税と同じ課税方式で計算されます。合計所得金額において、所得税よりも住民税の方が低くなることなく、同じ金額となります。

住民税上の配偶者控除や扶養控除などへの適用や非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますので、ご注意ください。

\* 確定申告の詳細は国税庁のホームページを参照



3 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

令和6年度から、年齢が30歳～69歳の国外居住親族は、次のいずれかに該当する場合に限り扶養控除の対象となります。

▶ 留学により国内に住所および居所を有しなくなった ▶ 障害がある ▶ 扶養控除等を申告する納税義務者から、その年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている

国外居住親族について、扶養控除等(扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除または障害者控除)の適用を受ける場合には、対象に応じてその親族にかかる必要書類を全て提出または提示する必要があります。

\* 国外居住親族に係る扶養控除等の適用の詳細は国税庁のホームページを参照



キャッシュレス納付をご利用ください

外出せずに納付できるキャッシュレス納付を、ぜひ、ご利用ください。

口座振替やクレジットカード納付など、様々な方法があります。なお、納付方法により収納できる上限金額が異なります。詳細は、各ホームページをご覧ください。



税目	納付方法	問合せ	納付方法の詳細
住民税(普通徴収)	▶ 口座振替 ▶ クレジットカード納付 ▶ スマートフォン決済アプリ (au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayPay、楽天ペイ、モバイルレジ)	税務課税務係 ☎5608-6133	区ホームページ 
住民税(特別徴収)	▶ eLTAX電子納税	税務課税務係 ☎5608-6140	
軽自動車税種別割	▶ 地方税お支払サイト ▶ eL-QRコードに対応したスマートフォン決済アプリ	税務課税務係 ☎5608-6134	
所得税 消費税	▶ 振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ) ▶ クレジットカード納付 ▶ ダイレクト納付 ▶ インターネットバンキング納付 ▶ スマホアプリ納付 (au PAY、d払い、LINE Pay、PayPay、メルペイ、Amazon Pay、楽天ペイ)	本所税務署 管理運営部門 ☎3623-5171 向島税務署 管理運営担当 ☎3614-5231	国税庁のホームページ 
個人事業税 自動車税種別割 固定資産税・都市計画税(土地・家屋)(23区内) 固定資産税(償却資産)(23区内) 不動産取得税 法人住民税・法人事業税ほか	▶ 口座振替 ▶ クレジットカード納付 ▶ スマートフォン決済アプリ (au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行アプリ、楽天ペイ) ▶ ペイジー ▶ eLTAX電子納税 * 税目ごとに使用可能な納付方法が異なる	墨田都税事務所 徴収課 ☎3625-5061	都主税局のホームページ 

## 所得税・贈与税・個人事業者の消費税の申告対象者・期間・場所など

**【所得税の確定申告が必要な方】**次のいずれかに該当する方▶事業・不動産所得、土地・建物等の譲渡所得がある ▶給与の収入金額が2000万円を超える ▶給与所得のほかに、合計額が20万円を超える所得がある ▶2か所以上から給与の支払いを受けている ▶公的年金等の収入金額の合計が400万円を超えており、申告納税額がある など

**【贈与税の申告が必要な方】**次のいずれかに該当する方▶個人から不動産や現金をもらったり、経済的利益を得たりしており、贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える ▶父母等からの住宅取得等資金の特例または相続時精算課税の特例を受ける(各特例は期限までに申告書の提出が必要) など

**【個人事業者の消費税の確定申告が必要な方】**次のいずれかに該当する方▶基準期間(令和3年分)の課税売上高が1000万円を超える ▶基準期間(令和3年分)の課税売上高が1000万円以下で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している ▶特定期間(4年1月1日～6月30日)の課税売上高が1000万円を超える(特定期間における1000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることも可) ▶適格請求書発行事業者として登録した

### ■申告期間・納期限・振替日

税の種類	申告期間	納期限	振替日 (振替納税利用の場合)
所得税	2月16日(金)～3月15日(金)	3月15日(金)	4月23日(火)
贈与税	2月1日(木)～3月15日(金)		
個人事業者の消費税	4月1日(月)まで	4月1日(月)	4月30日(火)



### ■税理士による無料申告相談「申告書を作成できます」

小規模納税者(所得金額がおおむね300万円以下の方など)・年金受給者・給与所得者の所得税・消費税の無料申告相談の開催期間等

税理士による無料申告相談では、小規模納税者の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者ならびに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書(土地、建物および株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成できます。令和5年分は、混雑回避のため、オンラインまたは電話での事前申込みを受け付けます。一部、当日入場整理券等の配布を行います。なくなり次第終了となりますので、ぜひ、事前申込みをご利用ください。

開催期間	会場	事前申込サイト (オンライン)	事前申込専用番号
1月30日(火)・31日(水) 【受け付け】午前9時半～11時半、午後1時～3時	みどりコミュニティセンター (緑3-7-3)	本所税務署管内 	本所税務署管内 ☎6745-6339
2月1日(木)・2日(金) 【受け付け】午前9時半～11時半、午後1時～3時	すみだ女性センター (押上2-12-7-111)		
2月1日(木)～8日(木) *土・日曜日を除く 【受け付け】午前8時半～午後3時半 【相談】午前9時半～	向島税務署 (東向島2-7-14)	向島税務署管内 	向島税務署管内 ☎6745-6340

●みどりコミュニティセンターおよびすみだ女性センターは、駐車・駐輪スペースが少ないため、車・自転車での来場はご遠慮ください。向島税務署は、車での来場はご遠慮ください。

●いずれの会場にも待合室はありません。事前に申し込んだ入場時間にご来場ください。

【ご注意ください】税理士資格のない「にせ税理士」または「にせ税理士法人」が税務代理を行い、依頼者(納税者)に不測の損害を与えるおそれがあります。ご注意ください。

### ■申告書作成会場の設置期間・設置場所

会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、当日、会場配布するほか、無料通話アプリ「LINE」による事前発行が可能です。

なお、当日配布の入場整理券は無料通話アプリ「LINE」による事前発行に比べ、発行枚数が少なくなっております。ぜひ、無料通話アプリ「LINE」による事前発行をご利用ください。

設置期間	設置場所	時間
2月16日(金)～3月15日(金) *土・日曜日、祝日を除く	本所税務署(業平1-7-2) 向島税務署(東向島2-7-14)	【受け付け】午前8時半～午後4時 【相談】午前9時15分～
2月25日(日)	東京国税局(中央区築地5-3-1)	

●申告書等を郵送で提出する場合は、東京国税局業務センター(〒110-8655台東区池之端1-2-22上野合同庁舎)へご提出ください。

#### オンラインで事前発行

無料通話アプリ「LINE」で国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

#### ●納付および還付金の受け取りについて

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知書等による納税のお知らせはありません。

##### 【キャッシュレス納付】納付書不要

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口等に行く必要がない「キャッシュレス納付」が便利です。詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

##### ▶ダイレクト納付



##### ▶振替納税(所得税および個人事業者の消費税のみ)



##### ▶インターネットバンキング納付



##### ▶クレジットカード納付



##### ▶スマホアプリ納付



##### 【キャッシュレス納付以外の納付方法】

##### ▶コンビニ納付(二次元コード)

自宅等で作成した二次元コードをコンビニエンスストアのキオスク端末等で読み取ることで出力された納付書を使用して納付を委託する方法です。詳細は国税庁のホームページをご覧ください。



##### ▶コンビニ納付(バーコード)

税務署で作成するバーコード付納付書を使用してコンビニエンスストアで納付を委託する方法です。

##### ▶窓口納付

金融機関や税務署の窓口で納付する方法です。

●税務署での納税は午前9時～午後4時までにお問い合わせいたします。

##### 【還付金の受け取り】

指定の金融機関への振り込みまたは郵便局窓口での受け取り

## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「毎回」マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)の提示または写しの添付が必要です。



## 自動車税種別割・軽自動車税種別割

自動車税種別割と軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の所有者(割賦販売契約等で所有権が売主等にある場合は使用者)に課税される税金です。自動車を購入したときや譲渡したときは、必ず名義変更等の手続きをしてください。

また、軽自動車税種別割は月割の制度がないため、4月1日までに廃車の手続きをしないと、令和6年度分の税金が1年分課税されます。手続場所は、右表をご覧ください。

## ■軽自動車・自動車の登録・廃車の手続場所

	車種	ところ
軽自動車	原動機付自転車・ミニカー・ 小型特殊自動車(フォークリフト等)	税務課税務係(区役所2階) ☎5608-6134
	軽三輪自動車 軽四輪自動車	軽自動車検査協会足立支所(足立区宮城1-24-20) ☎050-3816-3102
	軽二輪自動車・二輪の小型自動車	足立自動車検査登録事務所(足立区南花畑5-12-1) ☎050-5540-2031
自動車	上記以外の自動車(大型特殊自動車を除く)	

●自動車税種別割(軽自動車税種別割を除く)の課税内容等は、東京都自動車税コールセンター☎3525-4066にお問い合わせください。受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)です。

## 個人事業税の申告

個人事業税は、地方税法などに定める事業(法定業種)を営む個人事業主のうち、前年中の所得が290万円(営業期間が1年未満の場合は月割額)を超える方に対して課税される都税です。所得税・住民税の申告をする方は、都税事務所への申告は必要ありません。該当業種や税額の計算など、個人事業税に関しては、所管都税事務所へお問い合わせください。

【問合せ】台東都税事務所(台東区雷門1-6-1)☎3841-1683 \*所管区域は台東区・墨田区・葛飾区

## 税に関するコンクール等受賞者

## 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」受賞者

本所・向島法人会女性部会では、区内の小学校6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、審査の結果、次の方々を受賞されました(敬称略)。

受賞者氏名等	
公益社団法人本所法人会	公益社団法人向島法人会
【墨田区長賞】 平沼巧(錦糸小)	【墨田区長賞】 柏瑞知(第二寺島小)
【本所税務署長賞】 小長井花音(二葉小)	【向島税務署長賞】 石内愛夏(第二寺島小)
【東京都墨田都税事務所長賞】 武井滯奈(横川小)	【東京都墨田都税事務所長賞】 杉山桃々(八広小)
【墨田区教育委員会賞】 崔禎(緑小)	【墨田区教育委員会賞】 姫野こゆき(梅若小)
【石川画伯特別賞】 宮本竜乃介(言問小)	【石川画伯特別賞】 貝塚聖菜(第二寺島小)
【本所法人会長賞】 岩田悠(柳島小)	【向島法人会長賞】 西脇沙良(曳舟小)
【女性部会長賞】 秋葉花奈(外手小)	【女性部会長賞】 神子瑞彤(梅若小)
【入選】 秋山美羽(柳島小)、森翔太郎(外手小)、 近藤未羽(両国小)、野内遥生(小梅小)、 大町悠莉(緑小)、磯部伶風(言問小)、 小池穂香(横川小)、辰川柚衣(錦糸小)、 伊藤彬乃(菊川小)、服部幸明(中和小)	【入選】 細田和泉(第一寺島小)、栗城知弘(第二 寺島小)、柳館くるみ(第三寺島小)、 土屋愛瑠菜(押上小)、星晃輝(中川小)、 東山真優(立花吾嬢の森小)、桑原花歩 (立花吾嬢の森小)、神田明澄(第三吾嬢 小)、安田香子(八広小)、中村小春(梅若小)

## 中学生の「税についての作文」受賞者

本所・向島納税貯蓄組合連合会では、区内の中学生を対象に「税についての作文」を募集し、審査の結果、次の方々を受賞されました(敬称略)。

受賞者氏名等	
本所納税貯蓄組合連合会	向島納税貯蓄組合連合会
【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 山口エミリ(錦糸中)、藤井慶(日大一中)、武上莉子(日 大一中)	【東京納税貯蓄組合総連合会会長賞】 深澤心琴(寺島中)、二宮心花(桜堤中)
【本所納税貯蓄組合連合会会長賞】 久保田紗世(堅川中)、柿沼憲佑(都立両国高附属中)	【向島納税貯蓄組合連合会会長賞】 大井真武(文花中)、山口楓花(吾嬢立花中)
【本所税務署長賞】 長谷川馨太郎(両国中)、山田みくに(両国中)	【向島税務署長賞】 徳永奈々瀬(寺島中)、石山美緒(吾嬢第二中)
【東京都墨田都税事務所長賞】 安藤友紀奈(本所中)	【東京都墨田都税事務所長賞】 阿部結月(桜堤中)
【墨田区長賞】 小澤あかり(両国中)	【墨田区長賞】 赤坂優弥
【東京税理士会本所支部支部長賞】 郡司琴(両国中)	【東京税理士会向島支部支部長賞】 長橋遥陽(文花中)
【一般社団法人本所青色申告会理事賞】 宮崎夏美(両国中)	
【公益社団法人本所法人会会長賞】 廣澤里麻(堅川中)	
【本所間税会会長賞】 平松ひまり(安田学園中)	
【東京小売酒販組合本所支部支部長賞】 古山直熙(墨田中)	【向島納税貯蓄組合連合会優秀賞】 久保蘭心美(吾嬢第二中)
【本所納税貯蓄組合連合会優秀賞】 對間凜(墨田中)、鯉川雅(本所中)、藤原悠雅(本所中)、 岸上茉奈(本所中)、コリンズマレット英喜ブライアン(両 国中)、酒井優海(両国中)、阿部公洋(両国中)、 阿部心音(堅川中)、高石紅羽(錦糸中)、大木風花(都立 両国高附属中)、木内希美(安田学園中)	

## 小・中学生の「税の標語」受賞者

本所・向島間税会では、区内の小・中学生を対象に「税の標語」を募集し、審査の結果、次の方々を受賞されました(敬称略)。

受賞者氏名等	
本所間税会	向島間税会
【全国間税会総連合会入選】 大橋茜莉(両国中)	【全国間税会総連合会入選】 長谷川信司(吾嬢立花中)
【東京国税局間税会連合会入選】 多賀侑城(日大一中)	【東京国税局間税会連合会入選】 石川由梨亜(桜堤中)
【東京国税局間税会連合会佳作】 森拓真(緑小)	
【本所間税会会長賞】 高宮直斗(小梅小)	【向島間税会会長賞】 瀧野恭亮(押上小)
【本所税務署長賞】 工藤琳子(両国小)	【向島税務署長賞】 増田龍(寺島中)

## 税についての問合せ先

## ■区税(住民税、軽自動車税種別割など)

税務課(区役所2階)

- ▶納付方法(口座振替、スマートフォン決済アプリ)等 ☎5608-6133(税務係)
- ▶課税(非課税)証明書・納税証明書 ☎5608-6008(税務係)
- ▶軽自動車税種別割 ☎5608-6134(税務係)
- ▶申告、税額の計算方法等 ☎5608-6135(課税係)
- ▶納税相談 ☎5608-6142(納税係)

## ■国税(所得税、贈与税、消費税など)

- ▶国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901 コクセイ
- ▶本所税務署(業平1-7-2) ☎3623-5171
- ▶向島税務署(東向島2-7-14) ☎3614-5231

\*確定申告に関する相談は、自動音声に従って「0」を選択

## ■都税(固定資産税、個人事業税など)

- ▶墨田都税事務所(業平1-7-4) ☎3625-5061
- \*個人事業税・法人事業税・地方法人特別税・特別法人事業税・法人住民税  
については、台東都税事務所(台東区雷門1-6-1)☎3841-1271へ
- \*いずれも受け付けは月曜日～金曜日の午前8時半～午後5時(祝日を除く)